

豊岡市定額減税補足給付金 (不足額給付)のご案内

「不足額給付」とは？

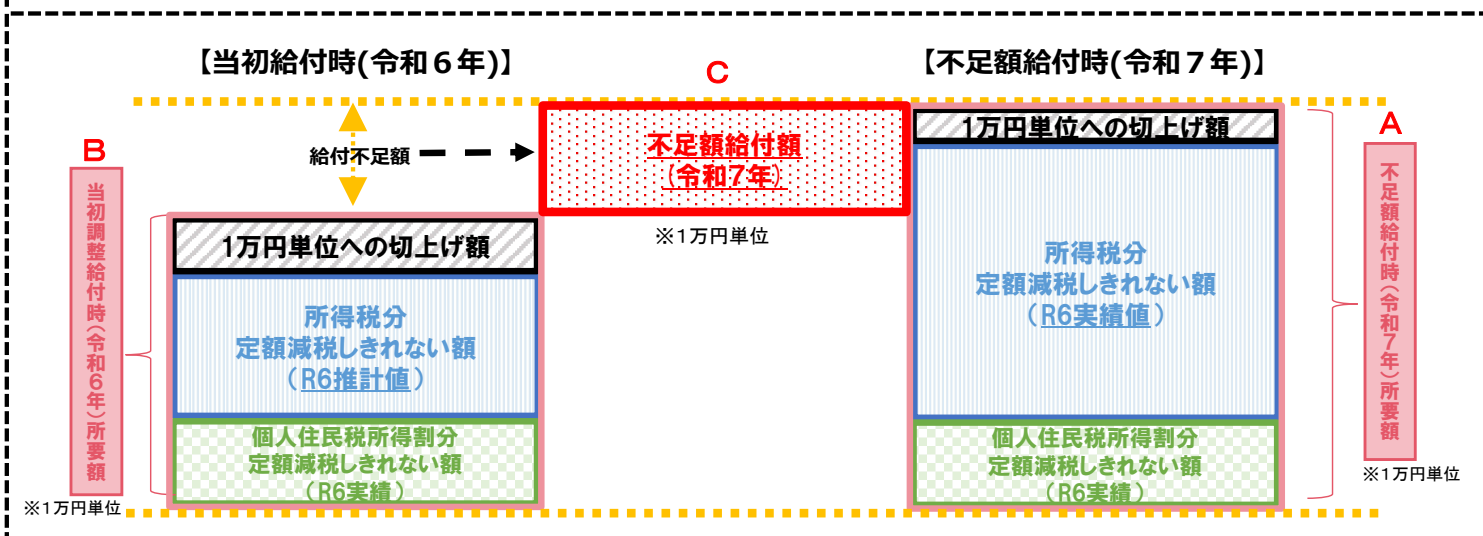
「不足額給付」とは、令和6年に実施した当初調整給付^(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

(注) 令和6年の定額減税にあたり、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、当初調整給付を支給しております。

給付イメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{所要額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初調整給付時} \\ \text{所要額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位



給付対象者・給付額

● 給付対象者

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**

● 給付額【例】 ※所得税分のみの場合

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方

定額減税可能額	90,000円	定額減税可能額	90,000円
推計所得税額	60,000円	所得税額（実績）	40,000円
当初調整給付	30,000円 A	不足額給付時所要額	50,000円 B

AとBとの差額 20,000円を不足額給付として給付

- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方

定額減税可能額	60,000円	定額減税可能額	90,000円
推計所得税額	20,000円	所得税額（実績）	20,000円
当初調整給付	40,000円 A	不足額給付時所要額	70,000円 B

AとBとの差額 30,000円を不足額給付として給付

※注：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額180.5万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

給付手続き

給付対象者には、給付内容を記載した次のいずれかの文書を発送します。

**マイナポータル等で登録された公
金受取口座等を豊岡市が把握して
いる給付対象者**

支給予定通知書が届きます
(手続き不要)

※振込口座を変更する場合は手続きが
必要になりますので、令和7年7月
31日(木)までに下記のお問い合わ
せ先まで連絡ください。

**左記「支給予定通知書」の発送対
象者以外の給付対象者**

確認書が届きます
(返送手続きが必要)

※確認書の記載内容をご確認のうえ、
必要事項を記入し、本人確認書類等
と一緒にご返信ください。

確認書の提出期限

令和7年10月31日(金) ※消印有効



令和7年8月以降に順次、
支給予定通知書に記載された
口座へ振込します。

審査の上、順次、給付金を
口座振込します。

※豊岡市が確認書を受理した日から30
日後が目安です。

※注：令和6年1月2日以降に豊岡市に転入された方等、令和6年度個人住民税が豊岡市以外で課税されている方については、ご自身が給付の要件に該当するかを確認の上、申請が必要な場合があります。

その他



「豊岡市定額減税補足給付金(不足額給付)」への
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

豊岡市社会福祉課 給付金窓口(コールセンター)

TEL:0796-21-9005

FAX:0796-24-4516

受付時間 平日9:00~17:00